

東根市災害廃棄物処理計画

【概要版】

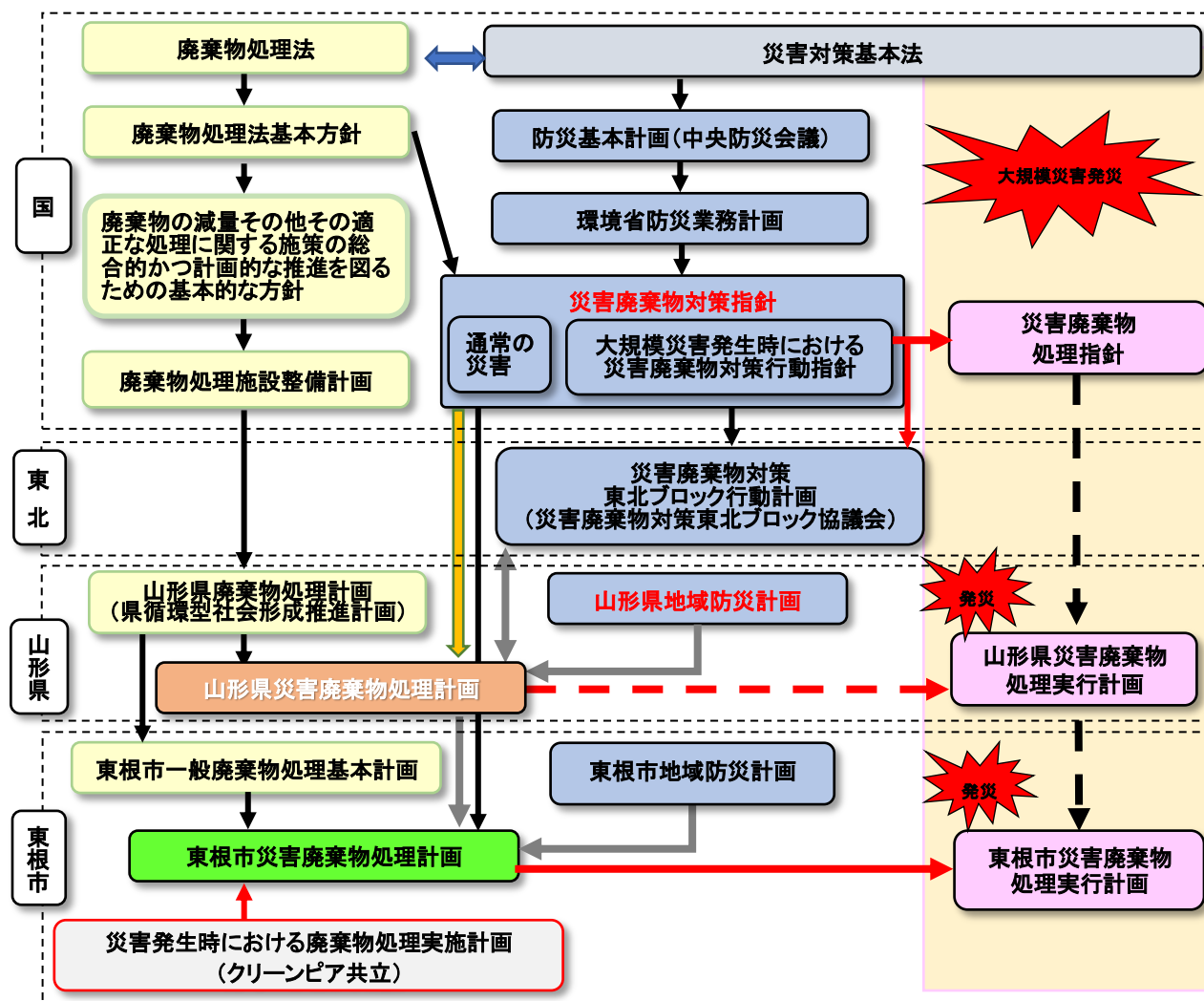
令和 2 年 3 月
東根市

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨及び位置付け 【計画P1～P2】

平成23年3月に発生した東日本大震災において、膨大な量の災害廃棄物が発生し、その処理におよそ3年の月日を要した。近年、豪雨による被害が全国的に増加している状況にあり、令和元年7月に発行された「東根市洪水ハザードマップ」でも広範囲が浸水することが想定されている。災害廃棄物の処理は、被災地域の復旧・復興にとって大きな課題となっていることから、環境省は、災害時の廃棄物処理を迅速に進めていくことを目的として、平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」の策定を行った。指針において、地方公共団体は「災害廃棄物処理計画の策定を行うとともに、防災訓練等を通じて計画を確認し、継続的な見直しを行う」こととされている。

このため、「東根市災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）は、「東根市地域防災計画」（以下「地域防災計画」という。）及び「東根市国土強靱化地域計画」を補完し、想定される災害等に対する事前の体制整備を行い、市民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の円滑な処理を促進していくことを目的に策定する。



2 対象とする災害 【計画P3】

本計画で対象とする災害は、地域防災計画で想定している地震災害及び風水害、その他自然災害とする。

種別	想定地等		規模	全壊棟数	半壊棟数	避難者数
地震	山形盆地断層帯地震		マグニチュード 7.8	1,769 棟	2,380 棟	4,728 人
	長井盆地西縁断層帯地震		マグニチュード 7.7	569 棟	1,987 棟	2,345 人
	新庄盆地断層帯地震		マグニチュード 7.0	17 棟	225 棟	207 人
	庄内平野東縁断層帯地震		マグニチュード 7.5	2 棟	322 棟	684 人
風水害	想定水害		想定雨量	被害総数	床上浸水	床下浸水
	想定最大規模の降雨	最上川	295 mm/48h	3,203 棟	2,948 棟	255 棟
		乱川		1,026 棟	562 棟	464 棟
		村山野川		3,217 棟	184 棟	3,033 棟
		白水川 日塔川		2,844 棟	895 棟	1,949 棟

3 災害時に発生する廃棄物 【計画P3】

種類	内容
災害廃棄物	木くず 柱・梁・壁材、水害などによる流木等
	コンクリートがら等 コンクリート片やブロック、アスファルトくず等
	金属くず 鉄骨や鉄筋、アルミ材等
	可燃物 繊維類、紙、細かな木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	不燃物 分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	腐敗性廃棄物 畳、被災冷蔵庫等から排出される食品・水産物、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料・製品等
	廃家電 被災家屋から排出される家電4品目、パソコン、小型家電などの家電製品で、被災により使用できなくなったもの
	廃自動車 被災により使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
	廃船舶 被災により使用できなくなった船舶
	有害廃棄物 石綿、PCB（ポリ塩化ビフェニル）、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、CCA（木材処理剤）、有機塩素化合物、医薬品類、農薬類等
	その他、適正処理が困難な廃棄物 消火器、ボンベ類などの危険物、ピアノ、マットレスなど市町村の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボード、太陽光パネル等
避難者の生活に伴う廃棄物	生活ごみ 被災後に家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ、携帯トイレ等
	避難所ごみ 避難所から排出される生活ごみ（容器包装や段ボール、衣類が多く排出される等、平時とは異なる廃棄物が排出される）、携帯トイレ等
	し尿 仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿
片付けごみ 住民が自宅の片付けを行った際に排出される廃棄物（主に家具・家財や廃家電等が該当）	

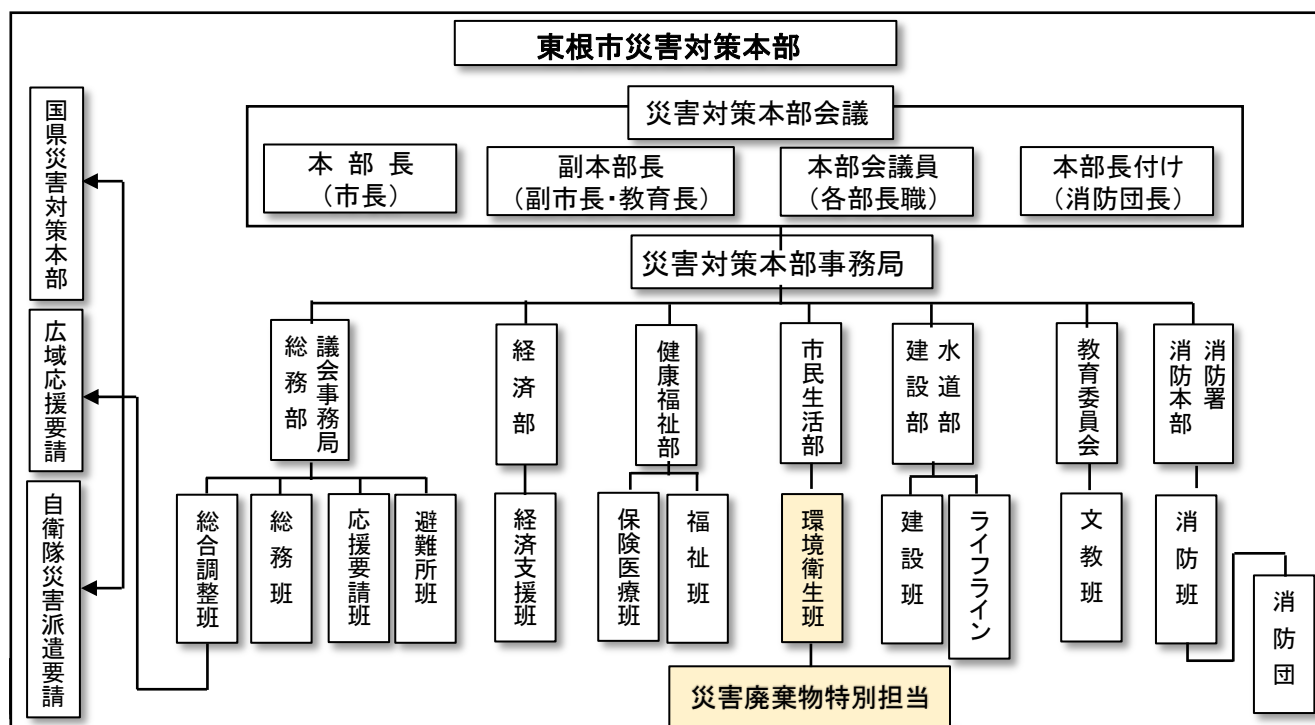
4 災害廃棄物等処理の基本方針 【計画P4】

処理期間については、大規模な震災の場合は、発災から概ね3年で、風水害等の場合は6か月以内に処理を終えることを目標とする。

基本方針	内 容
衛生的な処理の確保	被災者の一時避難、上下水道の断絶等の被害が想定される。その際に発生する生活ごみやし尿については、生活衛生の確保を最重要事項として対応する。
迅速な対応	生活衛生の確保、地域復興の観点から災害廃棄物の処理は迅速に行う。
市民への対応	災害廃棄物等の排出・分別ルールを分かりやすく広報し、市民の混乱を防ぐとともに分別を徹底する。
計画的な処理	道路の寸断、一時的に大量に発生する災害廃棄物に対応するため、計画的・効率的な処理を行う。
環境に配慮した処理	災害廃棄物は、可能な限り環境に配慮し処理を行う。特に不法投棄及び野焼きの防止に努める。
安全作業の確保	災害時の処理業務は、廃棄物の量・質の変化、危険物や処理困難物の発生・混入等が考えられるため、作業の安全性の確保を図る。
処理体制の強化	災害発生時には、県や県内市町村、災害協定の締結先と調整し相互協力体制を確認するとともに情報交換に努める。
リサイクルの推進	災害廃棄物を実行計画や復興事業の進捗に合わせて分別・処理・再資源化を行うことで、効率的な処理を行う。

5 組織・配備体制、業務分担 【計画P10】

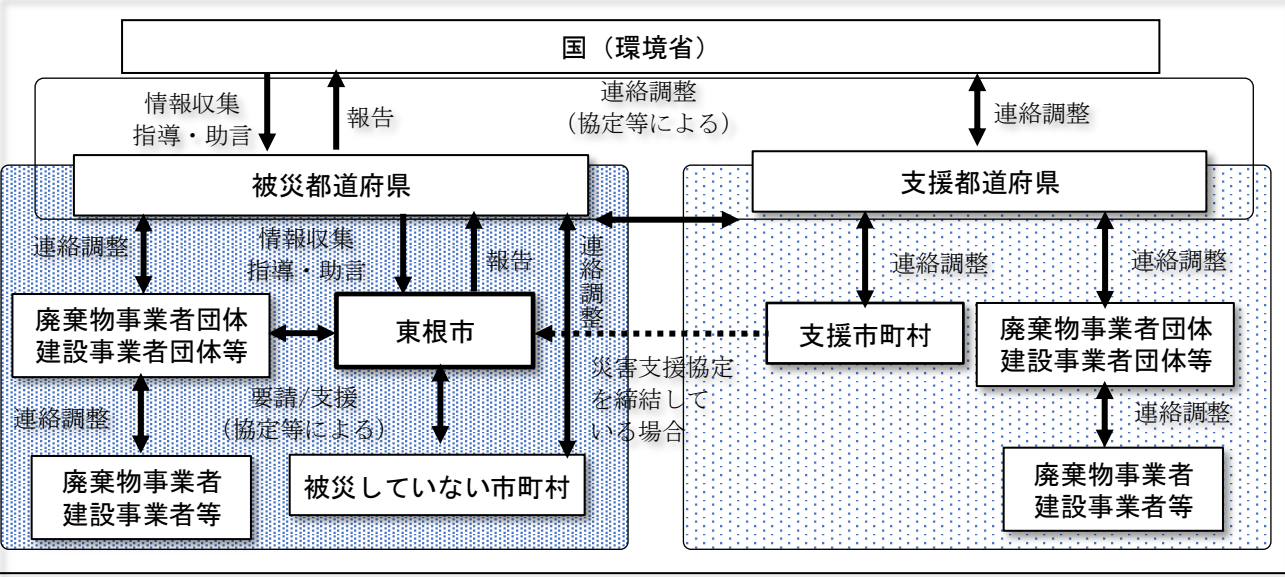
災害発生時には、市長が本部長となる災害対策本部が設置される。災害の状況により災害廃棄物の処理対応が必要となる場合には、災害対策本部の下に「災害廃棄物特別担当」を設置する。



※ 災害廃棄物特別担当については、廃棄物に関して多様な対応が求められることから、環境衛生班を含む全庁横断的な組織体制を構築するものとする。

6 協力・支援体制の構築 【計画P12】

災害廃棄物の処理にあたっては、本市が主体となって処理を行うことを基本とするが、被災状況により民間事業者との災害協定のみでは対応が困難な場合には、県、関係市町村及び災害廃棄物関係団体等の支援を要請する。



7 市民への啓発・広報 【計画P14】

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に進めるためには、市民の理解が重要である。市民に対しては、情報を被災状況に応じて分かりやすく提供する。

情報伝達手段としては、市災害対策本部広報担当と連携し、防災行政無線、避難所等掲示板への貼り出し、市ホームページ、メール、SNS、広報宣伝車、回覧板、町内会や避難所等での説明会、メディアでの報道により行う。

対応時期	発信内容	詳細
初 動 期	し尿収集	仮設トイレの設置場所及びその運用
	ごみ収集	排出場所、分別方法、収集日時
	問合せ相談窓口	電話、ホームページ情報等
応 急 対 応 期	仮置場設置状況	設置場所、分別方法、期間
	有害廃棄物・危険物	排出方法等
	廃家電・パソコン	排出方法等
	被災家屋の取扱い	対象物、場所、期間手続き等の具体的な情報
	被災自動車等の確認	所有者確認、場所、期間手続き等の具体的な情報
	廃棄物の適正処理	便乗ごみの排出禁止、不法投棄、不適正処理の禁止
復旧・復興期	処理実行計画	全体フロー、処理・処分先等の最新情報等
	災害廃棄物処理の進捗状況	市全域の進捗状況、今後の計画

第2章 災害廃棄物対策

1 一般廃棄物処理施設の現況 【計画P15～P16】

(1) ごみ焼却処理施設

項 目	内 容
所 在 地	東根市大字野田字シタ2038 番地
処 理 方 式	全連続燃焼式焼却炉（ストーカ方式）
処 理 能 力	195t/日（65t/24h×3 炉）
管 理 主 体	クリーンピア共立

(2) リサイクルセンター

項 目	内 容
所 在 地	河北町谷地字下釜ニ2503 番地
処 理 方 式	破袋、機械選別、手選別、圧縮、梱包
処 理 能 力	28t/日（内訳）ビン・缶 14t、ペットボトル 3t プラスチック製容器包装類 10t、廃蛍光管・廃乾電池 1t
管 理 主 体	クリーンピア共立

(3) 粗大ごみ処理施設

項 目	内 容
所 在 地	河北町谷地字下釜ニ2717 番地の12
処 理 方 式	衝撃せん断併用回転式破砕機
処 理 能 力	20t/日
管 理 主 体	クリーンピア共立

(4) し尿処理施設

項 目	内 容
所 在 地	東根市大字野田字シタ2038 番地の4
処 理 方 式	前処理、脱水、希釈、下水道投入方式
処 理 能 力	68kℓ/日 ・し尿：23Kℓ/日 ・浄化槽汚泥：45kℓ/日
管 理 主 体	クリーンピア共立

2 災害廃棄物処理 【計画P23～41】

(1) 震災被害における災害廃棄物発生量（冬季）（計画P24）

対 象 地 震	山形盆地断層帯地震				
区 分	東根市	村山市	天童市	河北町	合 計
災害廃棄物発生量（t）	261,713	215,210	386,453	157,683	1,021,059
災害廃棄物発生量（m³）	293,531	241,375	433,437	176,854	1,145,196

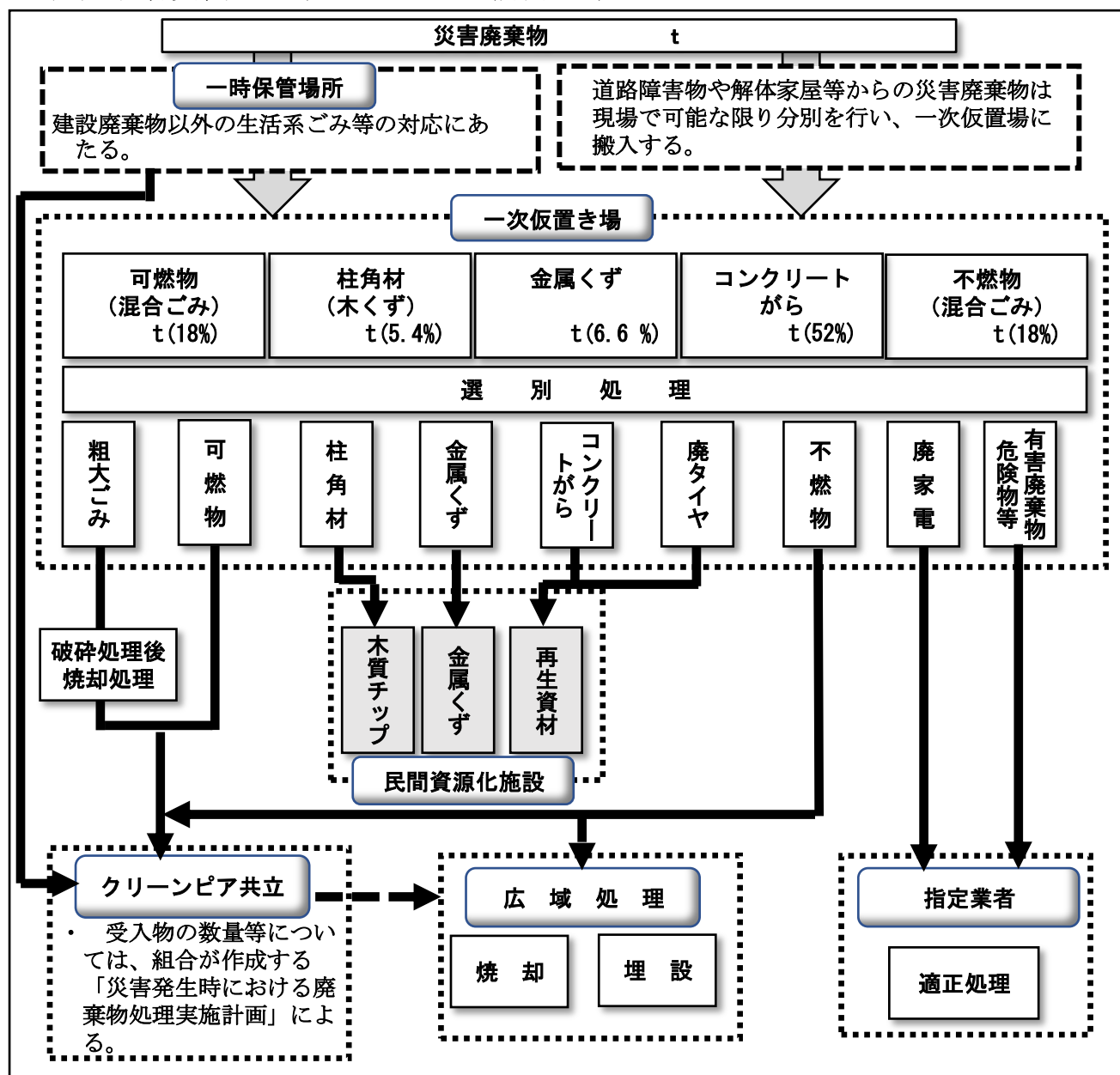
出典：山形県災害廃棄物処理計画

(2) 水害における災害廃棄物発生量（各河川）（計画 P25）

市町名/河川 項目	村山市	天童市	東根市					河北町	合計
	最上川	最上川	最上川	乱川	村山野川	白水川 日塔川	全体	最上川	
災害廃棄物発生量（t）	18,885	19,342	20,578	4,309	4,090	7,988	31,570	30,569	100,366
災害廃棄物発生量（㎡）	33,970	34,792	37,016	7,752	7,358	14,369	56,788	54,987	180,537

出典：山形県「水害廃棄物発生量推計結果」

(3) 災害廃棄物の基本処理フロー（計画 P27）



(4) 収集運搬（計画 P28）

災害発生直後は、道路上に散乱した災害廃棄物により、通常の収集運搬ルートによる収集

は極めて困難になると考えられる。その場合には、地域防災計画の輸送計画及び障害物の処理計画により確保される緊急輸送路を基本にして収集運搬ルートを検討する。

なお、収集運搬ルートは仮置場や道路の復旧状況に応じて見直しを行い周知及び指示をする。

(5) 仮置場の種類と目的 (計画 P29)

仮置場は、災害廃棄物の速やかな処理・処分を行うために設置する。

① 一時保管場所

目的・特徴	
・ 車両通行路の確保、個人の生活環境・空間の確保・復旧等、被災家屋等から災害廃棄物を早急に撤去するため、被災地内に設置する。 ・ 被災後数日以内に設置する。 ・ 設置期間は住民の片付けが終わるまで、もしくは、一次仮置場の受入が可能になるまでの期間とし、数か月を目途とする。 ・ 公園、駐車場、資材置き場、国・県・市の未利用地などを想定。	
搬入・分別の基本方針	
・ 市民が自ら搬入し、分別ルールに従って荷卸しをする。 ・ 一次仮置場等への運搬を考慮し、パッカー車やダンプトラック等の出入口の設定を行う。	
規 模 等	
・ 規 模 小 ・ 設置場所 地区毎に設置 ・ 設置運営主体 地区又は市	

② 一次仮置場

目的・特徴	
・ 中間処理、再資源化前に、一時仮置場等にある災害廃棄物を一定期間、分別・保管しておく場所として設置する。 ・ 被災後数日以内に設置する。 ・ 設置期間は災害廃棄物処理等が完了するまでとする。 ・ 二次仮置場を設置しない場合は、仮設破砕機等の設置及び処理作業を行うための用地を隣接地に確保する。 ・ 国・県・市の未利用地などで二次災害の恐れのない場所を想定。	
搬入・分別の基本方針	
・ 解体家屋等から発生する災害廃棄物、一時仮置場に持ち込まれ分別された廃棄物を受け入れる。 ・ 解体家屋等からの災害廃棄物は現場で可能な限り分別を行い、一次仮置場に搬入する。 ・ 大型ダンプがアクセスできる道路を確保する。 ・ 持ち込まれた廃棄物は、中間処理等を見据えて分別を行う。 ・ 一時仮置場では次の分別を基本として行う。 - 可 燃 物 : 混合可燃物、流木・柱角材 - 粗大ごみ : 木製家具、布団類、マットレス、じゅうたん - 金属くず : 鉄筋、鉄骨、サッシなど - 不 燃 物 : ガラス、瓦 - 廃 家 電 : 家電4品目、パソコン、その他家電 - 廃タイヤ : タイヤ類（被災したものに限る） - 置 : 置類	

有 害 物	： 廃電池類、廃蛍光灯、農薬類
危 険 物	： 消火器、灯油ストーブ類、ボンベ類
規 模 等	
・ 規 模	中～大
・ 設置場所	市内に 1 ～ 2 か所（廃棄物毎に場所を設定）
・ 設置運営主体	市

③ 二次仮置場

目的・特徴	
・	一次仮置場での分別が不十分な場合等に再選別を行い、中間処理を行うまでの間、分別・保管しておく場所。
・	被災後 1 か月以内に設置する。
・	仮設破砕機、仮焼却炉等の設置及び処理作業を行うための用地を隣接地に確保する。
搬入・分別の基本方針	
・	一次仮置場で収集された廃棄物を受け入れる。
・	大型ダンプがアクセスできる道路を確保する。
規模等	
・ 規 模	中～大
・ 設置場所	市内に 1 か所
・ 設置運営主体	市又は県

（6）仮置場の必要面積及び候補地の選定（計画 P 32）

① 仮置場の必要面積災

対 象 地 震	山形盆地断層帯地震				
区 分	東根市	村山市	天童市	河北町	合 計
可 燃 物 (㎡)	47,108	38,738	69,562	28,383	183,791
不 燃 物 (㎡)	17,130	14,086	25,295	10,321	66,833
コンクリートがら (㎡)	36,781	30,246	54,312	22,161	143,500
金 属 く ず (㎡)	6,114	5,028	9,029	3,684	23,855
柱 角 材 (㎡)	10,278	8,452	15,177	6,193	40,100
合 計 (㎡)	117,412	96,550	173,375	70,741	458,078

出典：山形県災害廃棄物処理計画

② 水害による仮置場の必要面積

市町名/河川名 区分		村山市	天童市	東根市					河北町
		最上川	最上川	最上川	乱川	村山野川	白水川 日塔川	全体	最上川
合 計	㎡	13, 588	13, 917	14, 806	3, 101	2, 943	5, 748	22, 715	21, 995
可 燃 物 56%	㎡	10, 575	10, 831	11, 524	2, 413	2, 291	4, 473	17, 679	17, 118
不 燃 物 39%	㎡	2, 678	2, 743	2, 918	611	580	1, 133	4, 477	4, 335
金属くず 5%	㎡	334	342	364	76	72	141	559	541
仮置場必要数	個所	1	1	1	1	1	1	2	1

出典：山形県「水害廃棄物発生量推計結果」

(7) 損壊家屋等の解体・撤去 (計画 P 36)

災害発生時の損壊家屋等の解体・撤去は、原則として所有者が行うこととするが、通行の障害となっている損壊家屋等については、ライフラインの早期復旧等の観点から道路管理者等が解体・撤去を行うこととする。

【解体撤去の優先順位】

- 災害発生直後 → 通行の障害となっている損壊家屋等
- 応急対応期 → 倒壊の危険がある損壊家屋、工作物等 (※)
- 復旧復興期 → その他解体の必要がある損壊家屋、工作物等 (※)

※応急対応期及び復旧復興期の損壊家屋等の解体は、国による災害等廃棄物処理事業補助金の対象となる場合のみ市が対応する。

(8) 分別・処理・再資源化 (計画 P 37)

災害廃棄物の分別・再資源化を積極的に行い、資源の有効利用に努める。

災害廃棄物	処 理 工 程	再生利用用途
柱角材・流木	民間の木くず破砕施設に搬入しチップ化	木質チップ
	仮置場に破砕機を設置し直接チップ化	バイオマス燃料
可 燃 物	行政の可燃ごみ処理施設で焼却後、焼却灰を溶融してスラグ化	舗装材 骨材
コンクリートがら	民間のがれき破砕施設に搬入し中間処理	再生砕石等
	仮置場に破砕選別機を設置し破砕選別	埋立材や建設資材等
金 属 く ず	仮置場に選別機を設置し選別	金属原料
	被災現場で選別し直接搬出	※有価物として売却
廃 家 電	リサイクル可能な家電4品目は、仮置場で4品目に分別し、指定引取場所に搬入	リサイクル ※リサイクル費用は国庫補助の対象
	リサイクルが不可能な家電4品目及び他の廃家電は、クリーンピア共立粗大ごみ処理施設で処理	金属回収
廃自動車・廃バイク	自動車リサイクル法、二輪車リサイクル法に沿って処理	リサイクル
廃 タ イ ヤ	民間の処理施設に搬入しチップ化	再生ゴム原料 ボイラー燃料

(9) 有害廃棄物・危険物の取扱い (計画 P 40)

区分	品 目	保管方法	処 理 方 法	留 意 点
有害性物質を含むもの	農薬、殺虫剤、その他薬品 (家庭用でないもの)	防水性シートで全体を覆う	専門業者に処理委託	風雨で流出しないように注意が必要
	塗料、ペンキ		中身：乾燥後、焼却 容器：不燃	
	廃電池類	専用容器	専門業者に処理委託	
	廃蛍光灯	ドラム缶	専門業者に処理委託	
危険性があるもの	灯油、ガソリン、エンジンオイル	ペール缶	専門業者に処理委託	
	有機溶剤 (シンナー等)		専門業者に処理委託	
	ガスボンベ	コンテナ	専門業者に処理委託	ガス漏れ等に注意が必要
	消火器		専門業者に処理委託	

(10) 思い出の品等 (計画 P41)

貴重品・有価物や、写真、位牌など所有者にとって価値のある思い出の品等については、被災者の経済的、精神的な復興に繋がるものであるため、取扱いに注意する。

区 分	内 容
品 目	○ アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、金庫、貴重品（財布、通帳、印鑑、貴金属）等
持主の確認方法	○ 公共施設で保管・閲覧し、申告により確認
回収方法	○ 災害廃棄物の撤去現場や建物解体現場で発見された場合は、その都度回収 ○ 住民・ボランティアの持込みによって回収
保管方法	○ 泥や土が付着している場合は洗浄して保管
運営方法	○ 地元雇用やボランティアの協力等
返却方法	○ 基本は面会引渡し ○ 本人確認ができる場合は郵送引渡し也可

出典：災害廃棄物対策指針（一部修正）

東根市災害廃棄物処理計画 概要版

発行日：令和 2 年 3 月

発 行：東根市

編 集：東根市庶務課

山形県東根市中央一丁目 1 番 1 号

T E L 0237-42-1111

F A X 0237-43-2413

U R L <https://www.city.higashine.yamagata.jp>
